

第 100 回定時株主総会招集ご通知に際しての
法令および定款に基づくインターネット開示事項

連結計算書類の連結注記表

計算書類の個別注記表

(平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日まで)

東洋ゴム工業株式会社

「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第 16 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.toyo-rubber.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等]

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 49社 主要子会社名…Toyo Tire U.S.A. Corp.、通伊欧輪胎張家港有限公司、Silverstone Berhad、(株)トーヨータイヤジャパン
新たに連結子会社となった会社 2社
会社の名称及び新規連結の理由
- ・ TOYO TYRE SALES AND MARKETING MALAYSIA SDN. BHD.
新規設立による
 - ・ TMM (USA), Inc.
新規設立による

(2) 主要な非連結子会社の名称

主要非連結子会社名…Silverstone Tyreplus Pty Ltd
(連結の範囲から除いた理由)
非連結子会社はその合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等のいずれもが小規模であり、重要性がないため連結範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社数 3社 主要関連会社名…正東機械（昆山）有限公司

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称

主要非連結子会社名…Silverstone Tyreplus Pty Ltd
主要関連会社名…南九州トーヨータイヤ(株)
(持分法を適用していない理由)
持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、いずれも当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、全体として重要性がないため持分法を適用しておりません。

3. 連結子会社の事業年度

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

②デリバティブ……………時価法

③たな卸資産……………主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

建物……………定額法

その他の有形固定資産……………主として定率法（ただし、工具、器具及び備品については主として定額法）

②無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 繰延資産の償却の方法

社債発行費……………支出時に全額費用処理

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金……………債権に対する貸倒損失に備えるものであり、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②役員賞与引当金……………役員賞与支給に備えるため、当期末における支給見込額に基づき計上しております。

③返品調整引当金……………スノータイヤの返品による損失に備えるため、過去の返品実績率に基づく将来の返品損失見込額を計上しております。

④製品補償引当金……………当社製品に関する改修工事費用等の対策費用の発生に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

⑤役員退職慰労引当金……………一部の連結子会社において、役員退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑥環境対策引当金……………PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物処理等の環境対策費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（15年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間（主として15年）による定額法により、翌期から費用処理しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。為替予約については振当処理を、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
為替予約・通貨オプション	外貨建金銭債権債務
金利スワップ・金利オプション	借入金及び社債

③ヘッジ方針

当社の内部規定である「財務リスク管理規定」に基づき為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象について、相場変動額またはキャッシュ・フロー変動額を、ヘッジ期間全体にわたり比較し、有効性を評価しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、投資効果の発現する期間において均等償却を行っております。但し、金額が僅少なときは発生時の損益として処理しております。

(8) 消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、発生期間の費用として処理しております。

[会計方針の変更]

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当期より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、並びに割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当期首の退職給付に係る資産が688百万円増加、退職給付に係る負債が1,447百万円減少し、利益剰余金が2,135百万円増加（税効果調整前）しておりますが、当期の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産

有形固定資産	17,905 百万円
--------	------------

上記担保資産に対応する債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額	312,163 百万円
-------------------	-------------

3. 偶発債務

(1) 保証債務

関係会社等の銀行借入金ほかに対する保証額	51 百万円
----------------------	--------

(2) 当社は、建築基準法第37条第2号の指定建築材料に係る国土交通大臣認定を受け、当社自身により、又は当社の連結子会社である東洋ゴム化工品株式会社を通じて、建築用免震積層ゴムを製造・販売していましたが、出荷していた製品の一部（製品タイプ：SHRB-E4及びSHRB-E6、納入物件数全55件、納入基数全2,052基）が国土交通大臣認定の性能評価基準に適合していないとの事実が判明し、平成27年3月12日、国土交通省に対して自主的に報告を行いました。また、当社は、過去に複数回、建築用免震積層ゴムの国土交通大臣認定を取得していますが、その一部の認定に際し、技術的根拠のない申請により、国土交通大臣認定を受けていた事実も判明しました。

当社は、本件について、あらゆる可能性を想定し今後の対応・対策を検討してまいりましたが、所有者様、使用者様、施主様、建築会社様等の関係者様のご意向に反しない限り、原則として、当該免震ゴム全基について、当初の設計段階において求められた性能評価基準に適合する製品へと交換する方針を決定いたしました。

また、平成27年4月21日には、平成27年3月に報告したもの以外にも、国土交通大臣認定の性能評価基準に適合していない免震積層ゴムを納入していた建築物が存在すること（納入物件数90物件、全678基。なお、納入物件数9物件、全177基については、国土交通大臣認定への性能評価基準への適合性を判断できておりません。）、及び平成27年3月に既に取消しとなった国土交通大臣認定以外の全17件の国土交通大臣認定の一部にも、技術的根拠のない申請がなされていた疑いが判明いたしました。さらに、その後の調査により、平成27年6月19日までには、上記17件の国土交通大臣認定の大半につき、技術的根拠のない申請がなされていたことが判明しております。当社は、新たに判明した国土交通大臣認定の性能評価基準に適合していない建築物についても、構造安全性の検証を踏まえたうえで、その必要性に応じて、本来求められていた性能評価基準を満たした製品への交換・改修を進める方針です。

当該事象により、金額を合理的に見積もることができる改修工事費用等については当期に製品補償引当金を計上しております。翌期以降の進行状況等によっては、追加で製品補償引当金を計上すること等により当社の連結業績に影響が生じる可能性があります。現時点では金額を合理的に見積もることが困難であります。

(3) 当社自身により、又は当社の連結子会社である東洋ゴム化工品株式会社で製造し、販売している一般産業用防振ゴム部品の一部において、納入先様に交付している製品検査成績書への不実記載が行われていた事実が判明しております。

これに伴い、今後製品の交換等に伴う費用が発生する場合、当社の連結業績に影響が生じる可能性があります。現時点では金額を合理的に見積もることが困難であります。

(4) 当社は、平成25年11月26日（米国時間）、米国司法省との間で、自動車用防振ゴム及び等速ジョイントブーツの販売に係る米国独占禁止法違反に関して、罰金120百万米ドルを支払うこと等を内容とする司法取引に合意し、平成26年2月6日（米国時間）、裁判所より同金額の支払を命ずる判決の言渡しを受け、これを支払いました。

本件に関連して、米国及びカナダにおいて、集団訴訟が当社及び子会社に対して提起されており、その結果は当社の連結業績に影響を及ぼす可能性があります。現段階において、その結果を合理的に予測することは困難であります。

[連結損益計算書に関する注記]

1. 製品補償対策費及び製品補償引当金繰入額

当社は、建築基準法第37条第2号の指定建築材料に係る国土交通大臣認定を受け、当社自身により、又は当社の連結子会社である東洋ゴム化工品株式会社を通じて、建築用免震積層ゴムを製造・販売していましたが、出荷していた製品の一部が国土交通大臣認定の性能評価基準に適合していないとの事実及び建築用免震積層ゴムの国土交通大臣認定取得に際し、その一部に技術的根拠のない申請があった事実が判明したため、当期に発生した改修工事等の対策費用を製品補償対策費として、また翌期以降の改修工事費用等の対策費用の見積額を製品補償引当金繰入額として特別損失に計上しております。

2. 独禁法関連損失

当社は、平成25年11月26日（米国時間）、米国司法省との間で、自動車用防振ゴム及び等速ジョイントブーツの販売に係る米国独占禁止法違反に関して、司法取引に合意しております。本件に関連して、自動車用防振ゴムを購入した自動車メーカーと損害賠償に関する交渉を行ってりましたが、当社は当該自動車メーカーに対し、和解金を支払う旨合意し、これを支払いました。当該和解金の支払額を独禁法関連損失として特別損失に計上しております。

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当期末における発行済株式の種類及び株式総数

普通株式	127,179,073株
------	--------------

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

①平成27年3月27日開催の定時株主総会決議による配当

株式の種類	普通株式
配当金の総額	5,715百万円
1株当たり配当額	45円
基準日	平成26年12月31日
効力発生日	平成27年3月30日

②平成27年8月10日開催の取締役会決議による配当

株式の種類	普通株式
配当金の総額	2,539百万円
1株当たり配当額	20円
基準日	平成27年6月30日
効力発生日	平成27年9月9日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が当期末日後となるもの

(平成28年3月30日開催予定の定時株主総会決議による配当)

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	3,174百万円
1株当たり配当額	25円
基準日	平成27年12月31日
効力発生日	平成28年3月31日

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い預金等で運用し、必要な資金については銀行等金融機関からの借入や社債発行により調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

借入金及び社債の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、借入金の金利変動リスクを回避する為に金利スワップ取引を利用し、また外貨建資産及び負債に係る為替相場の変動による損失を回避する為に為替予約取引等を利用しております。これらのデリバティブ取引については、主として当社の内部規定に則って行っており、当該規定に記載のない目的で行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (※)	時価 (※)	差額
① 現金及び預金	44,510	44,510	—
② 受取手形及び売掛金	81,873	81,873	—
③ 投資有価証券 其他有価証券	59,173	59,173	—
④ 支払手形及び買掛金	(70,040)	(70,040)	—
⑤ 短期借入金	(28,698)	(28,698)	—
⑥ 社債(一年内償還予定 社債を含む)	(20,000)	(19,920)	△79
⑦ 長期借入金(一年内返 済長期借入金を含む)	(112,859)	(112,636)	△222
⑧ デリバティブ取引	4,358	4,358	—

(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

① 現金及び預金、並びに② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

④ 支払手形及び買掛金、並びに⑤ 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥ 社債(一年内償還予定社債を含む)

これらの時価について、取引先金融機関から提示された価格等によっております。

⑦ 長期借入金(一年内返済長期借入金を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。また、金利スワップの特例処理を採用している長期借入金については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑧ デリバティブ取引

為替予約の振当処理及び金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金及び長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額 1,495百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

[1 株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額 1,353円19銭

1株当たり当期純利益 13円19銭

[その他]

重要な訴訟事件等

当社は、平成25年11月26日（米国時間）、米国司法省との間で、自動車用防振ゴム及び等速ジョイントブーツの販売に係る米国独占禁止法違反に関して、罰金120百万米ドルを支払うこと等を内容とする司法取引に合意し、平成26年2月6日（米国時間）、裁判所より同金額の支払を命ずる判決の言渡しを受け、これを支払いました。

本件に関連して、米国及びカナダにおいて、集団訴訟が当社及び子会社に対して提起されており、その結果は当社の連結業績に影響を及ぼす可能性があります。現段階において、その結果を合理的に予測することは困難であります。

個別注記表

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

①時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

②時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

①建物（附属設備を含む）及び工具、器具及び備品…………… 定額法

②その他の有形固定資産…………… 定率法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）…………… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 繰延資産の償却の方法

社債発行費……………支出時に全額費用処理

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権に対する貸倒損失に備えるものであり、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金……………役員賞与支給に備えるため、当期末における支給見込額に基づき計上しております。

(3) 製品補償引当金……………当社の製品に関する改修工事費用等の対策費用に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

(4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（15年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間（主として15年）による定額法により、翌期から費用処理しております。

- (5) 環境対策引当金……………P C B (ポリ塩化ビフェニル) 廃棄物処理等の環境対策費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。為替予約については振当処理を、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

(ヘッジ対象)

為替予約・通貨オプション

外貨建金銭債権債務

金利スワップ・金利オプション

借入金及び社債

(3) ヘッジ方針

当社の内部規定である「財務リスク管理規定」に基づき為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象について、相場変動額またはキャッシュ・フロー変動額を、ヘッジ期間全体にわたり比較し、有効性を評価しております。

8. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

9. 消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、発生期間の費用として処理しております。

[会計方針の変更]

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第 26 号 平成 24 年 5 月 17 日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 25 号 平成 27 年 3 月 26 日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第 35 項本文及び退職給付適用指針第 67 項本文に掲げられた定めについて当期より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、並びに割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第 37 項に定める経過的な取扱いに従って、当期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当期首の前払年金費用(「投資その他の資産」の「その他」)が 688 百万円増加、退職給付引当金が 780 百万円減少し、繰越利益剰余金が 1,469 百万円増加(税効果調整前)しております。なお、当期の営業利益、経常利益及び税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。

[貸借対照表に関する注記]

1. 担保に供している資産

有形固定資産

17,912 百万円

上記担保資産に対応する債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額

218,145 百万円

3. 偶発債務

(1) 保証債務

関係会社等の銀行借入金ほかに対する保証額 33,583 百万円

(2) 債権流動化に伴う買戻義務限度額 14,730 百万円

(3) 当社は、建築基準法第37条第2号の指定建築材料に係る国土交通大臣認定を受け、当社自身により、又は当社の連結子会社である東洋ゴム化工品株式会社を通じて、建築用免震積層ゴムを製造・販売していましたが、出荷していた製品の一部（製品タイプ：SHRB-E4及びSHRB-E6、納入物件数全55件、納入基数全2,052基）が国土交通大臣認定の性能評価基準に適合していないとの事実が判明し、平成27年3月12日、国土交通省に対して自主的に報告を行いました。また、当社は、過去に複数回、建築用免震積層ゴムの国土交通大臣認定を取得していますが、その一部の認定に際し、技術的根拠のない申請により、国土交通大臣認定を受けていた事実も判明しました。

当社は、本件について、あらゆる可能性を想定し今後の対応・対策を検討してまいりましたが、所有者様、使用者様、施主様、建築会社様等の関係者様のご意向に反しない限り、原則として、当該免震ゴム全基について、当初の設計段階において求められた性能評価基準に適合する製品へと交換する方針を決定いたしました。

また、平成27年4月21日には、平成27年3月に報告したものの以外にも、国土交通大臣認定の性能評価基準に適合していない免震積層ゴムを納入していた建築物が存在すること（納入物件数90物件、全678基。なお、納入物件数9物件、全177基については、国土交通大臣認定への性能評価基準への適合性を判断できておりません。）、及び平成27年3月に既に取消しとなった国土交通大臣認定以外の全17件の国土交通大臣認定の一部にも、技術的根拠のない申請がなされていた疑いが判明いたしました。さらに、その後の調査により、平成27年6月19日までは、上記17件の国土交通大臣認定の大半につき、技術的根拠のない申請がなされていたことが判明しております。当社は、新たに判明した国土交通大臣認定の性能評価基準に適合していない建築物についても、構造安全性の検証を踏まえたうえで、その必要性に応じて、本来求められていた性能評価基準を満たした製品への交換・改修を進める方針です。

当該事象により、金額を合理的に見積もることができる改修工事費用等については当期に製品補償引当金を計上しております。翌期以降の進行状況等によっては、追加で製品補償引当金を計上すること等により当社の業績に影響が生じる可能性があります。現時点では金額を合理的に見積もることが困難であります。

(4) 当社自身により、又は当社の連結子会社である東洋ゴム化工品株式会社で製造し、販売している一般産業用防振ゴム部品の一部において、納入先様に交付している製品検査成績書への不実記載が行われていた事実が判明しております。

これに伴い、今後製品の交換等に伴う費用が発生する場合、当社の業績に影響が生じる可能性があります。現時点では金額を合理的に見積もることが困難であります。

(5) 当社は、平成25年11月26日（米国時間）、米国司法省との間で、自動車用防振ゴム及び等速ジョイントブーツの販売に係る米国独占禁止法違反に関して、罰金120百万米ドルを支払うこと等を内容とする司法取引に合意し、平成26年2月6日（米国時間）、裁判所より同金額の支払を命ずる判決の言渡しを受け、これを支払いました。

本件に関連して、米国及びカナダにおいて、集団訴訟が当社及び子会社に対して提起されており、その結果は当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。現段階において、その結果を合理的に予測することは困難であります。

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	44,693 百万円	短期金銭債務	3,108 百万円
長期金銭債権	5,655 百万円		

[損益計算書に関する注記]

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	133,434 百万円
仕入高等	29,803 百万円
営業取引以外の取引高	4,133 百万円

2. 製品補償対策費及び製品補償引当金繰入額

当社は、建築基準法第37条第2号の指定建築材料に係る国土交通大臣認定を受け、当社自身により、又は当社の連結子会社である東洋ゴム化工品株式会社を通じて、建築用免震積層ゴムを製造・販売していましたが、出荷していた製品の一部が国土交通大臣認定の性能評価基準に適合していないとの事実及び建築用免震積層ゴムの国土交通大臣認定取得に際し、その一部に技術的根拠のない申請があった事実が判明したため、当期に発生した改修工事等の対策費用を製品補償対策費として、また翌期以降の改修工事費用等の対策費用の見積額を製品補償引当金繰入額として特別損失に計上しております。

3. 独禁法関連損失

当社は、平成25年11月26日（米国時間）、米国司法省との間で、自動車用防振ゴム及び等速ジョイントブーツの販売に係る米国独占禁止法違反に関して、司法取引に合意しております。本件に関連して、自動車用防振ゴムを購入した自動車メーカーと損害賠償に関する交渉を行っていましたが、当社は当該自動車メーカーに対し、和解金を支払う旨合意し、これを支払いました。当該和解金の支払額を独禁法関連損失として特別損失に計上しております。

4. 関係会社出資金評価損及び関係会社株式評価損

当社は、以下の関係会社出資金及び関係会社株式について、当社の帳簿価額に対して期末の純資産が著しく下落したため、減損処理を行った結果、関係会社出資金評価損 7,298 百万円及び関係会社株式評価損 519 百万円を特別損失として計上しております。

通伊欧輪胎張家港有限公司	5,266 百万円
通伊欧輪胎（諸城）有限公司	1,713 百万円
その他	838 百万円
合計	7,818 百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式	177,371	4,088	69	181,390

(変動事由の概要)

増加4,088株は、単元未満株式買取によるものです。

減少69株は、単元未満株式買増請求によるものです。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動の部

繰延税金資産	
未払賞与	507 百万円
販売奨励金	214
たな卸資産	208
未払事業税	306
製品補償引当金	11,051
その他	39
繰延税金資産合計	<u>12,328</u>
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	<u>△15</u>
繰延税金負債合計	<u>△15</u>
繰延税金資産の純額	<u>12,312</u>

(2) 固定の部

繰延税金資産	
退職給付引当金	1,967 百万円
退職給付株式信託損	1,264
子会社株式評価損	3,393
その他	1,144
繰延税金資産小計	<u>7,770</u>
評価性引当額	<u>△5,410</u>
繰延税金資産合計	<u>2,360</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△12,950
その他	△923
繰延税金負債合計	<u>△13,873</u>
繰延税金負債の純額	<u>△11,513</u>

[関連当事者との取引に関する注記]

子会社

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 トーヨータイヤジャパン	所有 直接 100%	当社製品の 販売等	当社製品の 販売 (注1)	35,266	売掛金	17,302
子会社	Toyo Tire U.S.A. Corp.	所有 間接 100%	当社製品の 販売等	当社製品の 販売 (注1)	42,530	売掛金	809
子会社	Toyo Tire North America Manufacturing Inc.	所有 間接 100%	ロイヤルテ ィの受取等	ロイヤルテ ィの受取 (注1)	27,230	売掛金	12,941
子会社	株式会社 エフ・ティー・ジー	所有 直接 100%	資金の貸借	資金の貸付 (注2)	5,169	関係会社 短期貸付金 (注3)	2,139
子会社	Toyo Tyre Malaysia Sdn Bhd	所有 直接 100%	債務保証	債務保証 (注4)	20,153	—	—
子会社	通伊欧輪胎張家港有限公司	所有 直接 100%	債務保証	債務保証 (注4)	9,523	—	—
子会社	Toyo Tyre Malaysia Sdn Bhd	所有 直接 100%	タイヤの 製造・販売 子会社	増資	4,266	—	—

(注1) 販売価格は市場の実勢を参考に協議のうえ決定しております。

(注2) 株式会社エフ・ティー・ジーに対する資金の貸付については、極度貸付契約であり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。また、取引金額は、資金貸付が反復的に行われているため期中の平均残高を記載しております。

(注3) 貸借対照表において「流動資産」の「その他」に含めております。

(注4) Toyo Tyre Malaysia Sdn Bhd 及び通伊欧輪胎張家港有限公司の銀行借入につき、債務保証を行ったものであります。なお、Toyo Tyre Malaysia Sdn Bhd 及び通伊欧輪胎張家港有限公司より保証料をそれぞれ 50 百万円及び 21 百万円受領しております。

[1株当たり情報に関する注記]

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,004円13銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | △61円74銭 |

[その他]

重要な訴訟事件等

当社は、平成25年11月26日(米国時間)、米国司法省との間で、自動車用防振ゴム及び等速ジョイントブーツの販売に係る米国独占禁止法違反に関して、罰金120百万米ドルを支払うこと等を内容とする司法取引に合意し、平成26年2月6日(米国時間)、裁判所より同金額の支払を命ずる判決の言渡しを受け、これを支払いました。

本件に関連して、米国及びカナダにおいて、集団訴訟が当社及び子会社に対して提起されており、その結果は当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。現段階において、その結果を合理的に予測することは困難であります。

[ご参考] 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。